

第3章 各主体の役割と3つの柱からなる施策の展開

この章では、1章及び2章で示してきた内容を踏まえ、「継続的・発展的な環境学習の推進」については、「社会」「学校等」に分け、それぞれ各主体の役割と、期待される主な取組、そして県の推進する主な施策を示します。また、「協働取組の強化」については、県の推進する主な施策を示します。

環境学習等は、家庭・地域・職場等からなる「社会」と、幼稚園・保育所・認定こども園から大学等に至るまでの様々な「学校等」の大きく2つにおいて実施されています。

そのため、「社会における環境学習の推進」を取組の1つ目の柱とし、「学校等における環境教育の推進」を2つ目の柱としました。

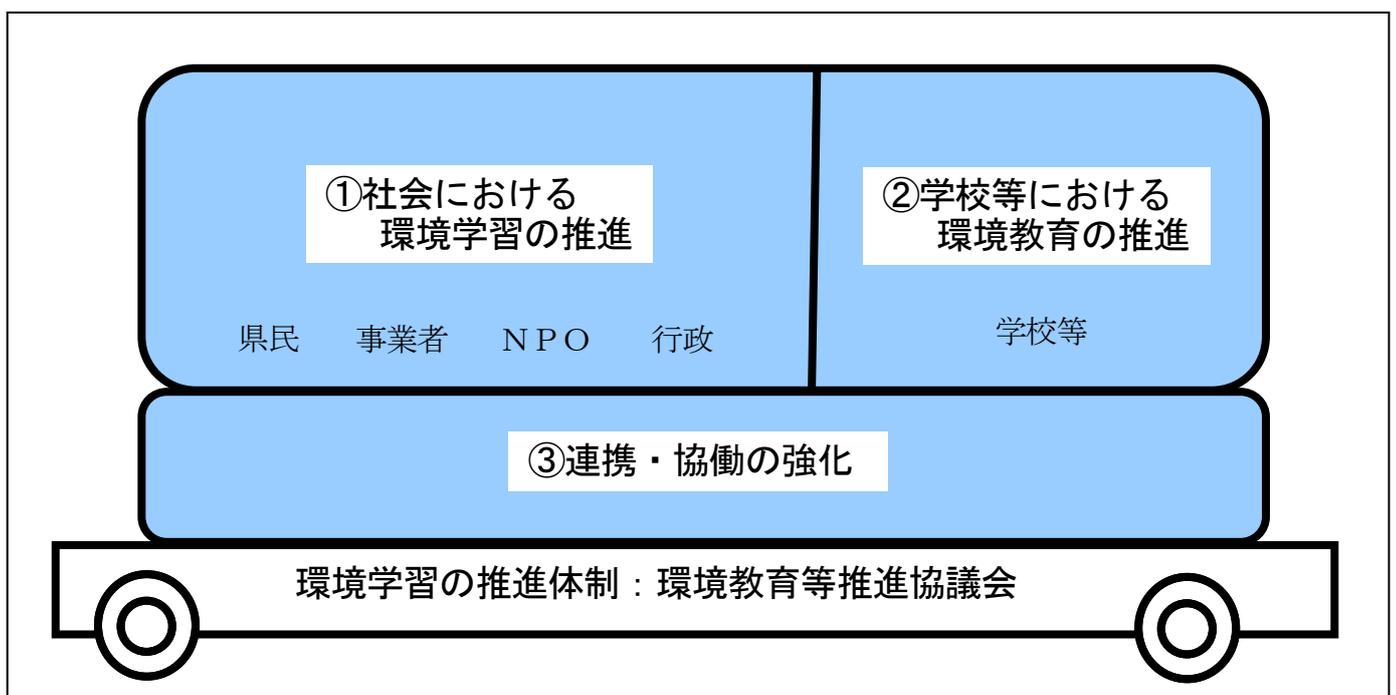
そして、環境学習を継続的・発展的に実施するためには、この2つの柱がそれぞれの役割を果たすことが必要です。具体的には、学校等においては、自然環境に対する感性、環境に関する基礎的な知識、環境保全の取組に対する基本的な姿勢を身につけることが期待され、社会においては、県民、事業者、NPO、行政等の各主体の特性を活かして、より発展的な環境学習や環境保全活動の実践や、学校等における環境教育に連携・協働して支援することが期待されます。

また、「社会」と「学校等」において、体験学習を充実することで、自発的な環境保全活動を促進することも期待されます。

こうした、「社会」と「学校等」の2つの柱がその役割を果たすためには、それを構成する県民、事業者、NPO、行政、学校等のそれぞれの主体が、その担うべき役割を果たすとともに、それぞれの得意分野を活かして相互に連携・協働して補い合うことが必要です。

そこで、3つ目の柱を「連携・協働の強化」としました。

図5 施策体系図～3つの柱～



1 社会における環境学習の推進

持続可能な社会づくりのためには、社会を構成するすべての主体が、それぞれの特性に応じ、適切な役割を果たしながら、継続的に環境学習に取り組んでいくことが必要です。

社会においては、事業者やNPO等の環境に関するノウハウ等を活かすことや、各主体が連携・協働し、お互いを補い合うことで、発展的・専門的で実践的な環境学習の実施が期待されます。

また、学校等による環境学習をより充実させるための、学校等との連携・協働による支援も期待されます。

(1) 県民

<県民の役割>

家庭は、社会を構成する中で最も小さな主体であるが、人を育てる原点として「人づくり」を進めていくうえで、重要な役割を担っています。そのため、家庭に対しては、日常生活の中で環境について考え、環境に配慮した行動を取り入れていくことが期待されます。

実際、「愛知万博」や「COP10」の開催等に伴い、環境に対する意識が高まったことで、リサイクルや省エネ・省資源の取組など、環境に配慮した生活を行う県民の方が増えてきています。

また、自然観察会や環境学習講座に参加したり、環境活動スキルの更なる向上のため、より専門的な指導者養成講座等に参加したりする方も見られます。

とはいえ、地域の環境保全活動に主体的に参加される方の割合はまだまだ低いことから、今後もより多くの方が環境学習講座等に参加するとともに、そこで学び、育った方々が中心となって環境学習や環境保全活動を広げていくことが期待されます。

<県民に期待される主な取組>

- 家庭における環境学習の実施
- 各主体が実施している環境学習講座や環境保全活動への参加
- エコラベル商品・フェアトレード商品等の購入、地産地消など商品の購入時に環境負荷を考慮するグリーン購入の実践
- 省エネ・省資源型など環境への負荷の少ない暮らしの実践

<県の推進する主な施策>

県民一人ひとりが環境を大切に思う心を持ち、環境に配慮した行動をとれるような人を育てるため、幅広く環境学習講座等を開催します。

①自然体験学習等の推進

自然とふれあい、自然の豊かさ・多様性を体感できる、地域と密着した自然体験活動や農林水産業体験を推進します。

②水に関する学習の推進

生活排水等の人間の営みと、身近な水環境との関わりを、水質調査や水生生物調査等で認識し、水循環の重要性を理解できるような環境学習を推進します。

③地球温暖化に関する学習の推進

市町村と地球温暖化防止活動推進員が連携して、地球温暖化防止やエコライフの実践を普及する出前講座を実施します。また、再生可能エネルギーや新エネルギーの普及啓発等に関する講座の実施を推進します。

④資源循環や廃棄物に関する学習の推進

暮らしの中で発生する廃棄物が、どのように処理又は資源化されているかを理解するとともに、廃棄物の発生抑制等を学習できる出前講座の開催や、廃棄物処理場や下水道処理施設等の見学の実施を推進します。

⑤買い物や食に関する学習の推進

製品のライフサイクルにおける環境負荷を考えながら買い物をするグリーン購入や、旬の時期に地域で生産されたものを地域で消費（食べる・利用する）し、生産や輸送にかかるエネルギーを節約することができる地産地消など、環境に配慮した買い物や食について学習する機会を提供します。

また、自然の恩恵や資源の大切さについて理解し、環境や資源に配慮した食生活を実践する食育を学習する機会を提供します。



(2) 事業者

<事業者の役割>

私たちが直面している地球温暖化、資源循環など、様々な環境問題を克服し、将来にわたって安全・安心に暮らせる持続可能な社会を形成するためには、事業者による環境と経済が両立した取組が必要です。

事業者が事業活動を行うにあたっては、例えば製造業であれば、製造時、運搬時、使用時、リサイクル時、廃棄時など製品のライフサイクルのトータルで環境負荷の小さいものをつくっていくことが期待されます。また、サービスや情報の提供、あるいは国際的な事業の展開など、様々な場面で環境負荷の低減に努めることが求められます。

こうした取組は社員の環境に対する意識を高めることが重要で、そのための社員教育や環境マネジメントシステムの導入が必要となります。なお、環境マネジメントシステムについては、既存の認証制度を利用するほか、事業者独自のシステムを活用する方法もあります。

一方、CSR（Corporate Social Responsibility 企業の社会的責任）として、事業者自らが持つノウハウや人材等を活かした環境学習の実施や、事業者の施設見学の受入など、環境に関する積極的な地域貢献活動を実施している事業者も多く見られるようになりました。

今後は、こうした取組に加え、NPOや行政との連携・協働や、学校における環境教育や環境保全活動への支援と連携・協働が期待され、さらには社員が家族に対し環境学習をしたり、地元において環境保全活動に参加したりすることも期待されます。

農林水産業者については、事業の現場が地域の環境と密接につながっていること、環境に配慮した事業活動を行うことが地域の自然環境の維持管理に役立っていること、食という人間が生存するうえで基本的な部分を扱っていることから、実感を持って環境について学ぶことができるため、自然体験や農林水産業体験の場や機会を提供することが期待されます。

こうしたことから、事業者は学校、NPO、行政等の多様な主体との連携・協働を進め、地域づくりの担い手として役割を担うことが期待されます。

<事業者に期待される主な取組>

- 社員教育の中での環境学習の実施
- 環境マネジメントシステムの導入・実施
- ライフサイクルの視点で環境に配慮した製品・サービスの提供
- CSRにおける環境保全活動や環境学習の実施
- 多様な主体と連携・協働した環境学習の実施
- 環境に配慮した農林水産業の推進
- 自然体験や農林水産業体験の場や機会の提供

<県の推進する主な施策>

事業者においては、ライフサイクルの視点で環境に負荷の少ない製品やサービス等を提供することが最優先すべきであることから、社員に対する環境意識の向上に関する取組を促進

します。

環境学習においては、積極的に取り組んでいるところもありますが、一部の事業者では、環境学習に対する意識の不足から十分な取組が行われていないところも見られ、二極化が広まりつつあります。

そのため、環境学習に対する取組が進んでいる事業者には、より発展的な活動ができるよう支援するとともに、取組が不足している事業者に対しては、環境学習の推進を図ります。

さらに事業者が持つ環境に関するノウハウは、発展的・専門的な環境学習に活用することができるため、事業者が地域や学校においても環境学習を実施できるよう連携・協働を推進します。

①社員に対する研修等の促進

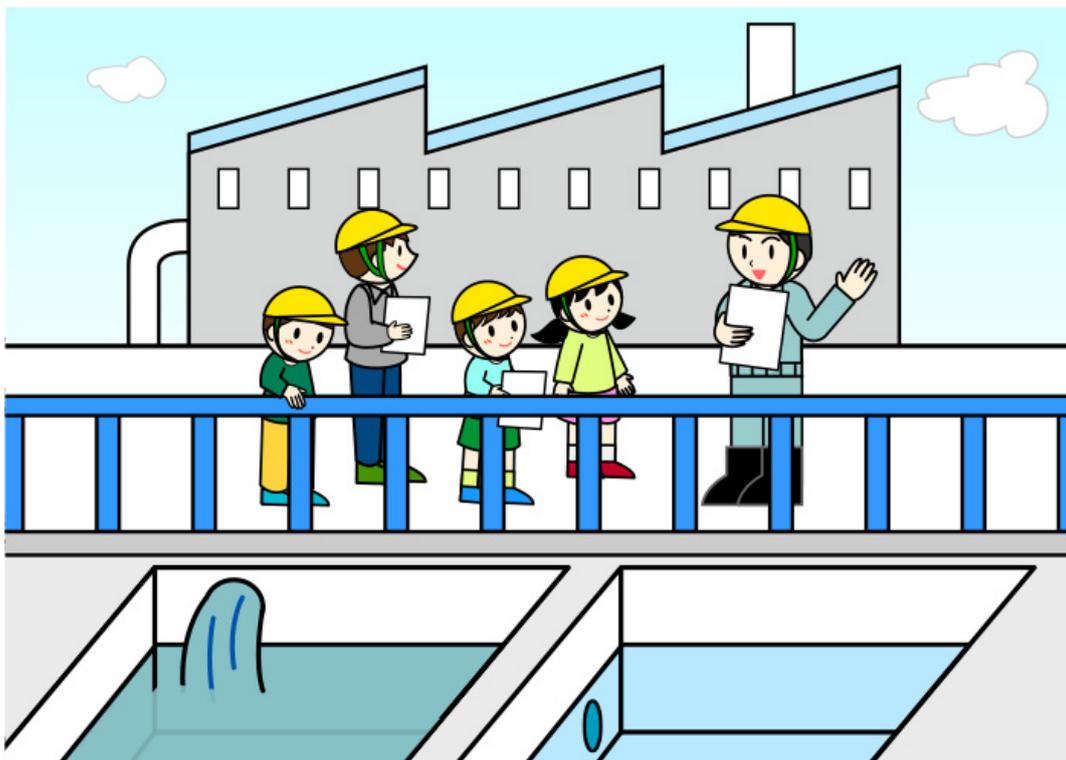
事業者における社員の採用時や昇進・異動時などの研修に環境学習を実施できるよう支援します。

②環境マネジメントシステムに関する情報の提供と適切な運用

事業活動における環境負荷の低減を促進する環境マネジメントシステムの導入・活用を促進します。

③事業者が持つ専門性等を活かした環境学習の促進

事業者が持つ環境に関する専門性や学習施設を活かした環境学習の実施を促進します。



(3) NPO

<NPOの役割>

ボランティア団体、自治会、老人クラブといった地域団体を含むNPOは、これまでリサイクル活動や自然保護活動など様々な環境保全活動を通じて、子どもから大人、地域住民から事業者などあらゆる主体を対象に環境学習を実施しています。

内容も自然観察会や水生生物調査といった体験学習から、事業者等の環境マネジメントシステムの相談といったものまで多岐にわたり、社会における環境学習を牽引してきました。

また、事業者や行政等の各主体間を連携・協働させる調整者（コーディネーター）の役割を果たしているNPOも存在します。

今後は、これまでのノウハウやネットワーク、及び行動力を活かし、あらゆる主体を対象に、より発展的・専門的な環境学習及び環境保全活動の取組を推進して、地域全体での取組を充実させるとともに、学校等における環境教育を充実させるため、学校等との連携・協働を更に進めることや、各主体間の連携・協働に向けた調整（コーディネート）をより一層推進することが期待されます。

<NPOに期待される主な取組>

- 地域における環境保全活動及び環境学習の実施
- 学校、事業者、行政との連携・協働による環境学習の実施
- 各主体間の連携・協働のコーディネート
- 行政の施策に対する環境面における意見・提言

<県の推進する主な施策>

社会における環境学習を一層推進するため、環境学習等を実施しているNPOの活動を活性化させるための取組を推進するとともに、NPOと連携・協働した取組を推進します。

①環境学習等を実施する団体に対する支援の推進

自然体験学習、森や緑の育成保全活動など、NPOや市町村等が自発的に行う活動を財政面で支援します。

②多様な主体の連携・協働による環境学習等の推進

NPOが他の主体と協働して環境保全活動や環境学習等を実施する事業の推進を支援するとともに、行政の施策において、計画の段階から多様な主体が参加できるような取組を推進します。

(4) 行政

<行政の役割>

県や市町村といった行政には、県民、事業者、NPOなどの多様な主体が環境学習や環境保全活動に取り組むことができる体制を整えることが求められます。

一般的には、県には県内全域を対象とした計画や制度等の体制づくりが、基礎的自治体である市町村には地域の多様な主体と連携した地域の特性を踏まえた環境学習の実践が求められます。

県と市町村はこうしたことを踏まえ、それに応じた取組を推進することが求められます。

ア 市町村に期待されること

市町村は、地域の特性を活かした環境学習を市町村独自で、あるいは地元のNPO（自治会や老人会などを含む）や事業者等の様々な主体と連携・協働して実施する必要があります。

環境学習の場としては、環境学習施設や公民館等の社会教育施設のほか、イベント等の活用や、地域の自然環境、産業、歴史文化施設など地域に身近にあるものを使うことも大切です。

また、環境学習を行う各主体に対して学習の場を提供したり、市町村が各主体の学習内容を広く情報発信したりするなど様々な支援を行うことも求められます。

さらに、地域で環境学習を実施する指導者や主体間の調整を行う人材を育成することも必要です。

このような市町村の役割を効果的に推進するため、県の取組を踏まえ、地域の実情にあった環境学習の計画を策定し、施策を実施することも期待されます。

一方、市町村自体も事業体であることから、事務や事業に伴う環境負荷の軽減を図るための環境マネジメントシステムの実施や職員への環境学習の充実も必要です。

<市町村に期待される主な取組>

- 地域の特性を活かした環境学習の実施
- 環境学習を行う各主体への支援
- 地域で活躍する環境学習指導者等の育成
- 地域の実情にあった環境学習計画の策定及び推進
- 環境マネジメントシステムや職員への環境学習の充実

注 環境教育等促進法では、都道府県及び市町村は行動計画を作成するよう努めること、地方公共団体の責務として、その地方公共団体の区域の自然的社会的条件に応じた施策を策定し、及び実施するよう努めることとされており、基本的に県と市町村の役割や責務に差異はありません。このため、ここで記載する市町村の役割が、市町村独自の行動計画の作成や施策の実施を制限するものではありません。

イ 県に期待されること

県には、県内全域を対象とした環境学習の推進に関する計画や制度等を策定し、取り組

みの方向性を示すことが求められます。この計画の策定にあたっては、地域の自然的・社会的条件に応じたものとするため、県民、事業者、NPO、教育関係者等からなる協議会等の協議を経ることや、策定後は協議会等によりそれを推進していくことが必要です。このため、環境学習推進のための拠点となる施設を県が整備・運用し、環境学習を推進していくことも必要です。

世界や国の動きを踏まえた地球温暖化・生物多様性の減少・資源循環等の問題から、有害化学物質・放射能等の安全・安心を脅かす問題に至るまでの様々な環境に関する情報はじめ、環境学習に関する情報や県内の各主体の活動情報等を収集し、市町村や各主体に適切に提供することも必要です。

また、環境学習を行う市町村や各主体に対しては、プログラムの提供や講師紹介など様々な支援を行うことも必要です。

さらに、県内には多くの環境学習施設が市町村等により整備されており、県はそれらの施設が有する経験・ノウハウ等を相互に共有し、環境学習施設間を調整することによって、環境学習の質の向上を図ります。

そして、高度で専門的な環境学習を実施する指導者や県内の各主体間を調整するコーディネーターなど県内で広く活躍する人材を育成することや、自然体験活動等の場の提供を目的とした「体験の機会の場の認定制度」を設け、認定した場について周知することも必要です。加えて、他の主体では実施することが難しい実験等を活用した環境学習、広く県民を対象にした環境学習及び安全・安心に関する環境学習等を実施することが必要です。

一方、県自体も一つの事業者であることから、環境マネジメントシステムを導入して事務・事業に伴う環境の負荷を軽減したり、職員への環境面での持続可能な社会づくりを目指した環境学習を実施したりすることも必要です。

<県に期待される主な取組>

- 県内全域を対象にした環境学習に関する行動計画の策定及び推進
- 環境学習推進のための拠点となる施設の整備・運用
- 環境、環境学習、各主体の活動等に関する情報の収集・提供
- 環境学習を行う市町村や各主体への支援
- 県内環境学習施設の連携の充実
- 環境学習指導者や各主体間のコーディネーターの育成
- 自然体験活動等の体験の機会の場の認定及び周知
- 広く県民を対象にした環境学習や安全・安心に関する環境学習等の充実
- 県の事務事業への環境マネジメントシステムの充実と職員に対する環境学習の充実

<県の推進する主な施策>

①環境学習に関する行動計画の策定及び推進

県民、事業者、NPO、市町村、教育関係者、県等からなる「愛知県環境教育等推進協議会」の協議を経て、県内全域を対象とした行動計画を策定し、当該協議会及び全市町村からなる連絡会議等で推進します。

②環境学習推進のための拠点となる施設の運用

本県における環境学習推進のための拠点となる施設として、「あいち環境学習プラザ」（愛知県東大手庁舎内）と「もりの学舎^{まなびや}」（愛・地球博記念公園内）を活用します。

③環境及び環境学習に関する情報の提供

環境白書、環境調査結果、レッドデータブック及び本県のホームページ「あいちの環境」等により環境に関する情報を提供するとともに、環境学習の開催状況や指導者に関する情報及び事業者等の環境保全活動等に関する情報を分かりやすく本県のホームページ「あいち環境学習情報ライブラリー」、「環境分野における企業の社会貢献活動ウェブサイト」等により提供します。

また、「あいち環境学習プラザ」において、様々な環境に関する各種資料を展示するとともに、環境書籍等の閲覧・貸出しといった情報提供を推進します。

④環境学習等を実施する市町村や各主体への支援

○環境学習教材やプログラムの提供等

幼児から大人まで幅広い世代を対象とした「あいち環境学習ハンドブック」の提供や、家庭・地域・職場といった社会において、誰でも環境学習を実施できるようなプログラムの提供等を行います。

また、「もりの学舎」においては身近な自然を体感する自然体験プログラムの提供等を推進します。

○表彰・コンクール等による支援

優れた環境保全活動等に対しては表彰を行い、また活動内容を発表できる場を提供します。

○環境学習等を実施する団体や市町村に対する財政的な支援

自然体験学習、森や緑の育成保全活動など、NPOや市町村等が自発的に行う活動を財政面で支援します。

⑤県内環境学習施設の連携の充実

県内にある環境学習施設等が参加している「愛知県環境学習施設等連絡協議会」において、環境学習施設全体の環境学習の質の向上と学習機会の増加を図るため、各施設等の情報交換などの連携を充実します。

⑥環境学習指導者やコーディネーターの育成

○環境学習指導者の育成

環境学習の指導者やリーダーが地域や職場で活躍することは、地域での環境学習や環境保全活動の推進にとって大きな原動力となります。そのため社会の様々な場面において環境学習が行われるよう、これからも自然観察指導員をはじめとする環境学習指導者の育成を推進します。

○コーディネーターの育成

多様な主体が環境学習を協働して実施するためには各主体間を調整して連携させ

るコーディネーターが必要です。そのため地域で活躍できるコーディネーターの育成講座を実施します。

⑦自然体験活動等の体験の機会の場の認定と周知

環境教育等促進法の第20条に定める「自然体験活動の場その他の多数の者を対象とするのにふさわしい環境保全の意欲の増進に係る体験の機会の場」を認定し、ホームページ等で周知します。

⑧環境学習の充実

○実験等を活用した環境学習の推進

科学的な実験を取り入れた体験型の環境学習講座を「あいち環境学習プラザ」で実施します。

また、もりの案内人「インタープリター」による身近な自然を体感する自然体験プログラムを全県民向けに「もりの学舎」で実施します。

○環境における安全・安心学習の推進

公害の歴史の紹介や、私たちの地域における水、大気、廃棄物、有害化学物質・放射能等の環境問題やその対応を題材として、環境面において安全・安心に暮らせる持続可能な社会にするための環境学習を推進します。

なお、東北地方太平洋沖地震に伴う東京電力福島第一原子力発電所の事故による放射能に関することなど、その時々で社会に与える影響が大きい環境問題については、マスメディアやインターネットを活用し情報の提供を図るとともに、子どもから大人まで分かるような講座を開催します。

○イベントによる環境学習の推進

イベントの開催等による「E S Dに関するユネスコ世界会議」及びE S Dについての普及啓発を推進するとともに、各団体におけるE S Dや環境学習の取組事例の紹介等によりE S D等の取組を推進します。

⑨環境マネジメントシステムの推進と職員に対する環境学習等の推進

県の環境マネジメントシステムである「あいちエコマネジメント」に基づき、県の事務・事業における環境負荷低減の取組を推進します。

また、県職員の採用時や昇進・異動時などの職員研修において環境面における持続可能な社会づくりを目指した環境学習を実施するとともに、県職員による環境ボランティア活動を推進します。

また、市町村職員に対しても、環境に関する専門的な知識の習得を目的とした研修や環境面における持続可能な社会づくりを目指した環境学習を実施します。

＜あいち環境学習プラザ＞

「あいち環境学習プラザ」は県民の皆さんに環境に対する関心を深めていただき、自発的に環境学習に取り組んでいただくため、平成19年2月に名古屋市北区にある愛知県環境調査センター内において開設し、平成23年4月に名古屋市中区にある県東大手庁舎の1階に移転しました。

当プラザでは、「セミナー室」、「実験室」において、小中学生向けに科学実験やゲームをとおして楽しく環境について学ぶことができる体験型の環境学習講座を用意しています。環境学習講座は、学校の授業においてもご利用いただいています。また、県内小中学校に対して出前講座も実施しています。

このほか、県の取組を紹介したり、環境に関する様々なパンフレット等を配架したりして情報発信をする「展示コーナー」をはじめ、環境に関する図書の閲覧やDVD等の貸出、インターネット端末による各種環境情報の検索ができる「交流コーナー」を設置しております。

なお、平成25年度から、学校や社会等の各主体が連携・協働した環境学習等を推進するため、相談業務や連携・協働先の紹介・マッチング業務を担当する「コーディネーター」を当プラザに配置しますので、是非、ご活用ください。

実施講座一覧

講座名	内容
地球温暖化について	地球温暖化についてのお話と、海面上昇の実験や自動車排気ガス等に含まれる二酸化炭素を調べる実験を行います。
酸性雨について (模擬酸性雨をつくる実験)	酸性雨についてのお話と、ペットボトルを使って模擬酸性雨を作り、酸性雨のできるメカニズムを学びます。
空気のごよれ (自動車排気ガスの実験)	大気汚染についてのお話と、自動車排気ガス中に含まれる二酸化窒素などを調べる実験を行います。
水のごよれ (生活排水の実験)	生活排水についてのお話と、CODパックテスト等で水のごよれを調べ、生活排水が川や海のごよれの原因となることを学びます。
ごみについて	お買い物ゲームなどを通じて、ごみ問題について学びます。



あいち環境学習プラザ



環境学習講座の様子

<もりの学舎>

愛・地球博記念公園内にある「もりの学舎」は、愛・地球博で実施された環境学習プログラムを継承・発展させるため、平成19年3月に開館しました。

もりの学舎では、周辺の森や池などを散策しながらインタープリター（森の案内人）による五感と想像力を使った自然体験学習を実施したり、昔ながらの木造校舎をイメージして建てられた建物の中で自然素材やリサイクル素材を使った工作教室を開催したりして、子どもから大人まで楽しめる環境学習プログラムを提供しています。是非、お気軽にお越しください。

また、学校等の校外学習や遠足などにもご利用いただいておりますので、団体利用につきましても、お気軽にお問い合わせください。

実施プログラム一覧

プログラム名	内容
インタープリターと歩くもりのツアー	「もりのコース」 インタープリターと身近な自然を体感しながら森の中を散策します。 「かめの池コース」 インタープリターと、かめの池周辺の自然と生き物を鑑賞します。
セルフガイドツアー (団体向けのプログラム)	インタープリターから出されるテーマにそって、グループに分かれて森の中を探索します。
ミニツアー	幼児から大人の方までどなたでも参加できるプログラムです。 所要時間は参加しやすい15分くらいです。随時行っています。
あそび工房	インタープリターによる自然素材やリサイクル素材などを使った工作教室です。
折紙教室	季節に合わせてテーマを変え、生き物等の折紙を作ります。



もりの学舎



インタープリターと歩くもりのツアーの様子

2 学校等における環境教育の推進

<学校等の役割>

幼稚園・保育所・認定こども園、小学校、中学校、高等学校、特別支援学校は学習指導要領等に従って発達段階に応じた環境教育を継続的・発展的に実施することにより、持続可能な社会を支える人材を育成する中核とも言える役割を担っています。特に幼稚園・保育所・認定こども園から中学校までの段階で、自然に対する感性、環境問題の基礎知識、環境保全の活動に対する基本的な姿勢など、持続可能な社会を支える人材として、身につけるべき基礎的な部分の習得が期待されます。また、高等学校では、より発展的・専門的な知識を身につけ、具体的な行動に結びつける環境教育が期待されます。特別支援学校においても学習指導要領の趣旨に従って、幼児・児童生徒の発達段階に応じた環境学習の実施が期待されます。

学校等における環境教育は、総合的な学習の時間や理科、社会科、家庭科等といったそれぞれの教科、道徳及び特別活動の中で実施されていますが、それぞれの間で連携を図りながら実施することが必要となります。その際、円滑に推進するため、各学年の年間指導計画において、各教科や総合的な学習の時間等で環境教育をどのように実施するかをまとめたカリキュラムを作成することが期待されます。

環境教育は具体的な環境保全の行動へと結び付けることが求められます。このため、環境教育の内容は、自分が暮らす地域の自然や社会を素材として活用し、人と環境との関わりや、環境に関連する人と人との関わりの両方を親しみと実感を伴って学ぶことができるものとする必要があります。

なお、自身が身につけるべき能力や態度等を認識して学ぶ「E S Dの視点の導入」は、「関わり」や「つながり」等の取組の視野を大きく広げ、環境教育を充実させるうえで有効な手段となります。

公害の歴史の紹介や現在の地域における水、大気、廃棄物、有害化学物質・放射能等の問題など安全・安心に暮らせるための環境教育及びエネルギー問題に関する環境教育が求められます。

環境教育を担当する教員に対して研修等を実施し、教材やプログラムを提供することも重要となります。

さらに、学校施設を整備・改修する際、太陽光発電等の環境に配慮した設備にするとともに、整備された施設を活用した環境教育を実施することも期待されます。

また、教育内容に広がりを持たせるため、P T Aや家庭・地域と連携した取組が期待されます。幼児期の教育においては、親と一緒に環境教育を行うことが効果的であるとともに、親に対する環境教育も期待されます。

大学においては、各大学の特性に応じ、環境保全のほか、環境教育やE S Dのための教育及び研究を行い、優れた教材やカリキュラムの開発に努めるとともに、それらの成果を教育

の場で活用することが期待されます。特に、大学等の教員養成課程においては、環境教育やE S Dの実践的な指導方法を教授することが求められます。

なお、環境教育を進めるにあたっては、地域の事業者、N P O、行政等と連携・協働するなど、外部の人材や、環境に関する学習の機会や場を有効に活用することで、教員に過度の負担を強いることなく、専門的な学習を実施することができます。

<学校等に期待される主な取組>

- 発達段階に応じた環境教育の実施
- 実体験を伴う体験学習の実施
- 環境における安全・安心教育の充実
- 環境教育に関わる教員の研修
- E S Dの視点を導入した環境教育の実施
- P T Aや家庭・地域と連携した環境教育の推進
- 環境教育やE S Dに関する研究
- 教員養成課程における環境教育の実施
- 多様な主体との協働による環境教育の実施

<県の推進する主な施策>

ア 幼稚園等・小学校低学年

幼児から小学校低学年までは特に感受性が豊かであるため、自然の中で遊び、楽しみながら自然に対する感性や環境を大切に思う心を養うことができる自然体験を積極的に取り組む必要があります。また、自然の中で自由に遊ぶことで体力や好奇心、あるいは一緒に遊ぶ仲間との社会性も身につけることができます。

自然体験は人間としての成長過程に不可欠なものであると同時に、それをとおして子どもたちは、人と自然の関係について包括的に学び、人間を含めた環境全体、地球の営みなどについて基本的な認識を養うことができる機会でもあるため、幼稚園・保育所・認定こども園、小学校低学年レベルでの自然の体験を推進します。

①自然とふれあう学習の推進

校内や園内の農園、及び地域の農家などを活用した農林水産業に関する体験学習を実施します。また、一年をとおして自然の中で遊び、季節の移ろいに伴う自然の変化を体感できるよう、里山や里海など地域の自然を活用した学習を促進するとともに、都会においては都市公園の緑化を推進します。さらに本県の環境学習施設である、「もりの学舎」等において様々な自然体験学習を実施します。

イ 小学校高学年・中学校

小学校高学年から中学校においては、自然体験学習により自然の仕組みや生物の多様性を理解するとともに、人間をとりまく環境問題について日常の生活をとおした体験的な環境教

育を推進します。

また、学校等が地域の事業者、NPO、行政等と連携・協働して体験学習を推進することも重要です。

①自然体験学習等の推進

里山や里海など身近な自然を体験するなどして、自然（生態系）は、気候や地形などをもとに、食物連鎖、共生・寄生など、多様な生き物のバランスによって成り立っていること、自然によって私たちの暮らしや社会活動が支えられていること、その自然の破壊が進んでおり保全が必要なことを学びます。また、農林水産業も自然の力によって成り立っていることを学びます。こうした体験学習等の実施を推進します。

②地球温暖化に関する学習の推進

地球温暖化対策として、講義や実験を通じCO₂削減やエネルギーに関することを学習し、家庭における省エネなどのエコライフを促進する出前授業等を推進します。

③水に関する学習の推進

身近な水辺の生き物調査や水質調査を実施することで、生活排水等が川や海に与える影響を把握するとともに、生活排水対策を学習できる出前授業等を推進します。

④資源循環や廃棄物に関する学習の推進

暮らしの中で出る廃棄物がどのように処理され、資源化されているかを理解するとともに、廃棄物のリサイクル等を学習できる出前授業の開催や、廃棄物処理場や下水道処理施設等の見学の実施を推進します。

⑤買い物や食に関する学習の推進

製品のライフサイクルにおける環境負荷を考えながら、買い物をするグリーン購入や、旬の時期に地域で生産されたものを地域で消費（食べる・利用する）し、生産や輸送にかかるエネルギーを節約することができる地産地消など、環境に配慮した買い物について学習する機会を提供します。また、自然界の中で動植物と共に生きている自分の存在について考え、環境や資源に配慮した食生活を実践する食育を推進します。

⑥多様な主体と連携・協働した環境教育の推進

事業者、NPO、行政等と連携・協働した体験学習を推進します。

⑦環境学習教材の提供

環境に関する情報を分かりやすく解説した環境学習副読本を作成し、小学校に提供します。

ウ 高等学校

高等学校では、自然や環境を守り、環境問題や人間をとりまく様々な問題を解決するための、具体的な行動をとることが環境教育の中心になることから、発展的・専門的な環境教育を取り組める仕組み等を整えます。

①再生可能エネルギー等に関する学習の推進

持続可能な社会のエネルギーのあり方について学習するため、日常生活におけるエネルギーの使い方や、現代社会におけるエネルギー事情といったエネルギー問題に関する環境教育を授業の中で進めます。

また、事業者の協力を得て、具体的な再生可能エネルギーや新エネルギー技術への理解や関心を高めるため、出前授業等の取組を推進します。

②自然科学等に関する学習の推進

生徒の自然科学や技術革新への興味・関心を高めるため、大学で高校生対象の講座を開催したり、生徒が研究したことを発表したりする取組を推進します。

③自然科学や環境に関するコース等における学習の推進

県立高校に設置した総合学科の自然科学に関する系列、普通科の環境コースや自然科学コース等において、様々な自然環境への興味・関心を高め、考察する態度を身につけるための授業を実施します。

なお、将来的には、すべての高等学校等で上記のような取組を推進します。

エ 大学

大学が県や市町村といった行政あるいは、事業者、NPO、地域の人々など多様な主体と連携・協働して環境学習や環境保全等を実施するとともに、その活動内容等を地域に向けて情報発信できるよう推進します。

①大学と連携・協働した環境保全活動の推進

大学と連携・協働して、地域の生態系ネットワーク形成や生物多様性保全活動に取り組みとともに、その活動内容についてフォーラム等を通じて情報発信します。

②大学と小中学校・高等学校等の連携・協働の促進

高校生を対象とした大学の公開講座や大学生による小中学校での授業支援など、大学と小学校・中学校・高等学校との連携した環境教育を含む情報を掲載したマッチングサイト「あいちの学校連携ネット」を運営します。

オ 学校全般

環境面で持続可能な社会を形成するうえで、安全で安心な社会をつくるための教育は欠かせません。そのためには、過去の公害の歴史や現在の環境問題などの現状を理解し、そのためにすべきことを実践に結びつけることが重要となります。

また、環境教育は発達段階に応じて教科横断的に実施されることが望ましく、教育に携わる教員の指導力向上は必要です。そのため、その地域において幅広い教員を対象とした研修会の開催や、国をはじめ様々な主体が実施する専門的な環境教育講座への参加を促進します。

さらに、環境教育を推進するため、学校が地域における環境保全活動へ参加するなど、地域に根ざした学校づくりを推進します。

このほか、学校と協働して環境教育を実施している主体に対し、補助金を交付する財政的な支援や、表彰・コンクール等を活用した環境教育の促進など、様々な方法で環境学習の支援を図ります。

①環境における安全・安心教育の推進

公害の歴史の紹介や、私たちの地域における自然環境、水、大気、廃棄物、有害化学物質・放射能等の環境の状況や課題への対応を題材として、環境面において安全・安心に暮らせるための環境教育を推進します。

②環境教育に関わる教員の研修

初任者研修や専門研修で環境教育に関する研修を行い、環境教育に関わる教員の資質の向上を進めるとともに、国や様々な主体が開催する環境NPO等の多様な主体と交流できる実践的な講座への参加を促進します。

また、より効果的な研修体系や研修方法による教員研修の充実を図ります。

③特色ある学校づくりの推進

環境教育など、特色ある学校づくりを進めるため、地域において多様な主体と連携・協働して、学校が積極的に環境保全活動へ参加できる学校づくりを推進します。

④環境教育等に対する財政的な支援

自然体験学習、森や緑の育成保全活動など、学校と協働して環境教育を行うNPO等に対して財政面で支援します。

⑤表彰・コンクール等による支援

学校等における優れた環境保全活動等に対する表彰や、環境保全活動の内容を発表できるコンクールを開催することで、学校等における環境教育を推進します。

⑥学校等におけるESDの導入

「ESDに関するユネスコ世界会議」の開催を契機に、世界とのつながりを意識しながら、地域あるいは地球規模の諸問題に対処できる人づくりを目指すため、県内の学校等に対し、ESDの推進拠点となるユネスコスクール[※]への加盟を促進するとともに、子ども

たちがESDについて議論したり、世界に向けて発信したりする機会を設けることを検討します。

また、地元農家と連携した農業体験や、汚水をきれいな水にするための環境学習講座等を実施しているユネスコスクール加盟校の取組を広めるため、実践事例集を県内の学校に配付します。

※ ユネスコスクールは、ユネスコ憲章に示されたユネスコの理想を実現するため、1953年（昭和28年）に創設され、①地球規模の問題に対する国連システムの理解、②人権、民主主義の理解と促進、③異文化理解、④環境教育、といったテーマについて、質の高い教育を実践する学校です。



3 連携・協働の強化

環境学習は、継続的・発展的に実施されるとともに、地域を教材とした自然体験、社会体験、生活体験などの実体験をとおして、より実践的に実感を持って学ぶことが重要です。

しかし、多くの、学校等、NPO、事業者、行政等は、体験学習を行ううえで必要な人材、場及びプログラム等を十分に有していないことから、それらを保有する学校等、NPO、事業者、行政等と連携・協働して体験学習を行っていく必要があります。

こうした連携・協働は、地域社会を良く知る地域の人材がその橋渡し役を担うことで、効率よく進めることができます。

そこで、協働取組を効果的に行えるガイドラインづくりや主体間の連携・協働機能の充実を図ります。

(1) 協働取組のガイドラインづくり

協働取組を効果的に実施し、相互理解・信頼醸成を高めるためには、各主体が相互の自主性・自立性を尊重し合い、対等な立場にあることを認識するとともに、各主体の役割分担を明確化するなどの仕組みづくりが重要です。

<県の推進する主な施策>

①協働取組のガイドラインづくり

環境学習や環境保全活動を進めるうえで、多様な主体間における協働取組のガイドラインづくりが必要です。そのため、「愛知県環境教育等推進協議会」を中心に、「あいち協働ルールブック2004」*に示された、協働に関する基本的な考え方である「意義及び原則」と、企画立案、実施、評価の各段階での協働にあたってそれぞれ守るべき「基本姿勢」の2つの柱を活かし、協働取組のガイドラインづくりの促進を図ります。

* 「あいち協働ルールブック 2004」は、NPOと行政の協働促進に向けて、2004年（平成16年）5月にNPOと行政の協働ルールとして愛知県が発行したものです。このルールブックは、NPOと行政が対等な立場で、協議、合意した事項を取りまとめたもので、すべてのNPOに遵守を義務付けるのではなく、協働にあたって、愛知県と賛同するNPOが最大限の遵守に努めることとしています。

②各主体間の協働取組の促進

県民、事業者、NPO等の自発的な取組が、環境保全において大きな役割を果たすことを踏まえ、各主体間で環境学習に関する経験や考え方を共有するための対話を進め、「愛知県環境教育等推進協議会」において協働取組の促進を図ります。

③行政間の連携強化

市町村の環境学習の担当者を対象とした会議を開催するなど、緊密な情報交換を行い、県と市町村間の連携を更に強化し環境学習を適切に推進していきます。

また、国とも積極的に連携し、全国の先進的な事例等に関する情報を収集します。

④県内部の連携強化

県は、各部局において緊密に情報を交換することで、関係部局の連携を一層強化し、環境学習を適切に推進していきます。

(2) 連携・協働機能の充実

各主体の連携・協働を促進するために、各主体を「情報」、「人」、「場」でつなぎます。具体的には、情報提供機能の充実、コーディネーターによる調整機能の充実、交流の場の提供の充実を推進します。そして、「愛知県環境教育等推進協議会」が、「情報でつなぐ」・「人でつなぐ」・「場でつなぐ」の連携の包括的な運用をします。

ア 情報提供機能の充実

多様な主体が環境学習を協働して実施するためには、各主体が行っている環境学習の内容（指導者、学習資材、環境学習の開催時期及び場所等に関する情報）及び協働取組の実践事例の紹介等が必要不可欠です。

そのため、これらの情報を本県のホームページの「あいち環境学習情報ライブラリー」等により、分かりやすく提供します。

<県の推進する主な施策>

①「あいち環境学習情報ライブラリー」等の充実

「あいち環境学習情報ライブラリー」等において、各主体が行う環境学習に関するイベント・講座や学べる場所等の情報を提供するとともに、地域において学校等と地元事業者やNPO等が連携・協働して地域ぐるみで環境学習等を実施している事例を収集・発信することで、地域における環境学習の連携・協働を促進します。

イ 調整機能の充実

多様な主体が環境学習を協働して実施するためには、各主体間を調整して連携させるコーディネーターの存在が重要となります。

社会においては、コーディネーターは「ものごとを調整する人」として環境学習や環境保全活動を主催したいという人と、参加したいという人のそれぞれのニーズを理解し、マッチングや調整といった役割を果たしてきました。しかし、こうしたコーディネーターが十分には設置されていなかったことも、連携・協働があまり進まなかった一因と考えられます。このため、コーディネーターの設置及び機能強化を促進することが必要です。

一方、学校等においては、「教員が他の主体と連携・協働を調整する時間的余裕がない」、「連携・協働先の情報が少なく適任者を見つけられない」、「連携・協働先に対する信頼性・安全性を担保できない」等が原因で連携・協働はあまり進んでいないのが現状です。また、事業者やNPO等の側から見ても、学校の適任者を見つけられないこと、学校が望む環境教育が把握しにくいこと等が連携・協働の進まない原因となっています。

これらの課題を解決するため、情報提供・マッチング・相談・調整をするコーディネータ

一が学校と事業者、NPO、行政等の間に入り、連携・協働を促進することが必要です。

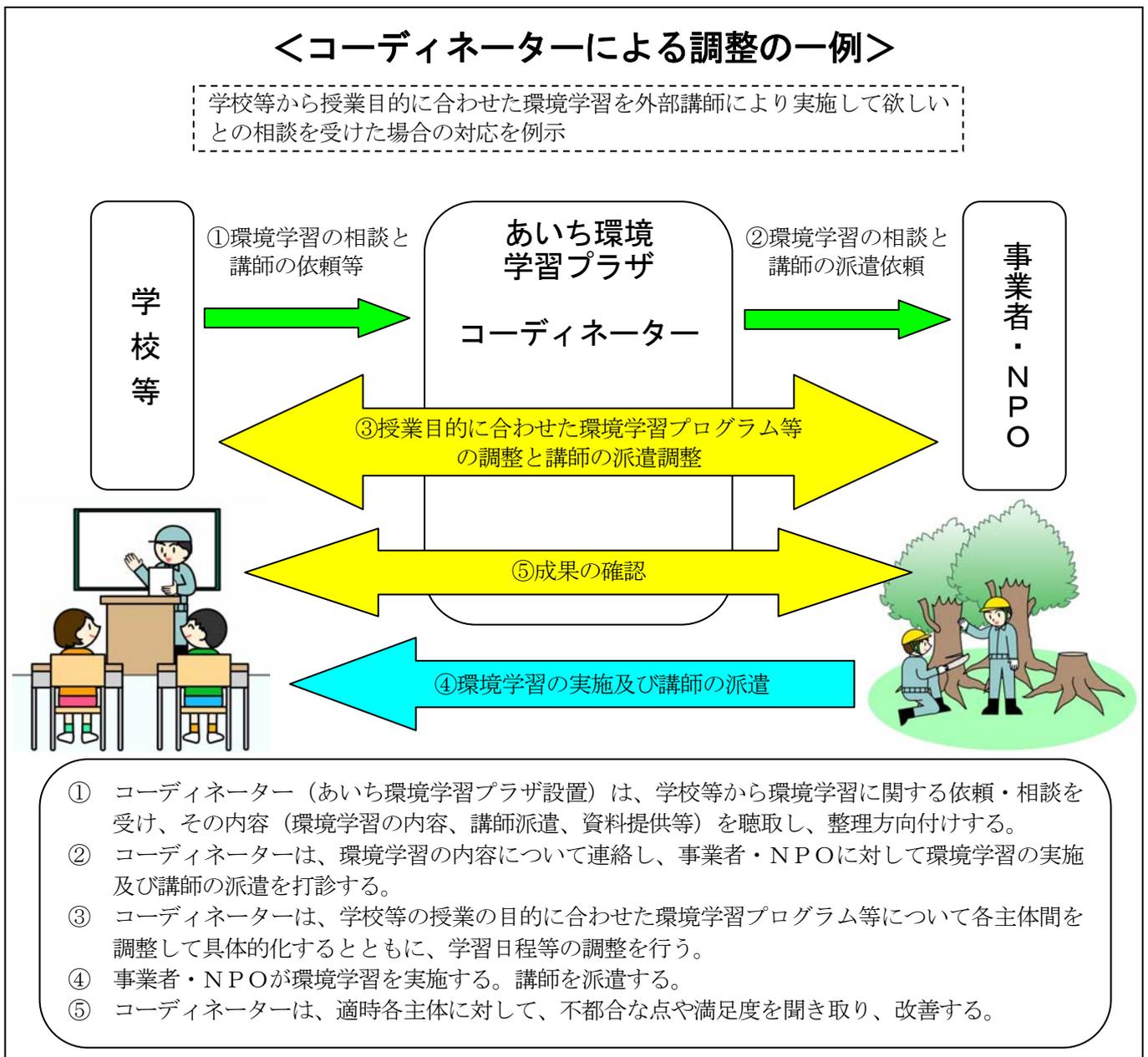
<県の推進する主な施策>

①環境学習のコーディネーターの設置等

本県の環境学習拠点である、「あいち環境学習プラザ」にコーディネーター等を設置し、事業者、NPO、学校、行政等からの相談業務や連携・協働先の情報提供、マッチング業務等の各主体の橋渡しを推進するとともに、「あいち環境学習情報ライブラリー」において、地域で活躍しているコーディネーターによる実践事例の紹介も行います。

また、実地研修等を伴うコーディネーター養成講座も実施し、地域で活躍できる新たなコーディネーターの育成にも努めます。

図6 コーディネーターの役割



ウ 交流の場の充実

多様な主体が環境学習を協働して実施するためには、主体間や各主体が話し合い、理解し合い、目的を共有することが重要です。このため話し合いができる場として、交流の場を提供します。

「愛知環境教育等推進協議会」において、交流の場を提供するほか、「あいち環境学習プラザ」をはじめとする県内の各環境学習施設も交流の場として活用できるよう推進します。

<県の推進する主な施策>

① 「愛知県環境教育等推進協議会」の開催等

県、市町村、県教育委員会、学校教育及び社会教育関係者、県民、事業者、NPO、学識経験者から構成された「愛知県環境教育等推進協議会」を開催し、交流の場を提供するほか、「あいち環境学習プラザ」などを交流の場として活用し、環境学習に関する連携・協働を促進します。

図7 連携・協働機能の充実

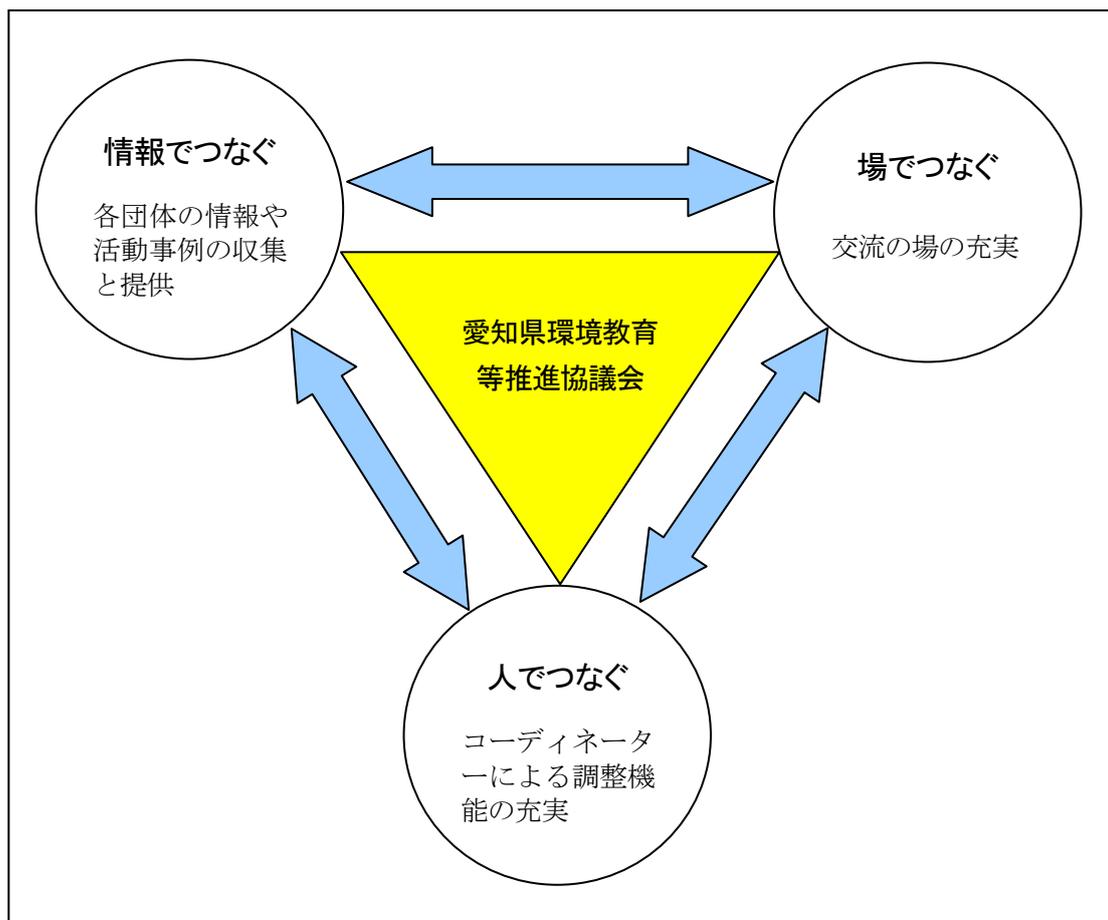
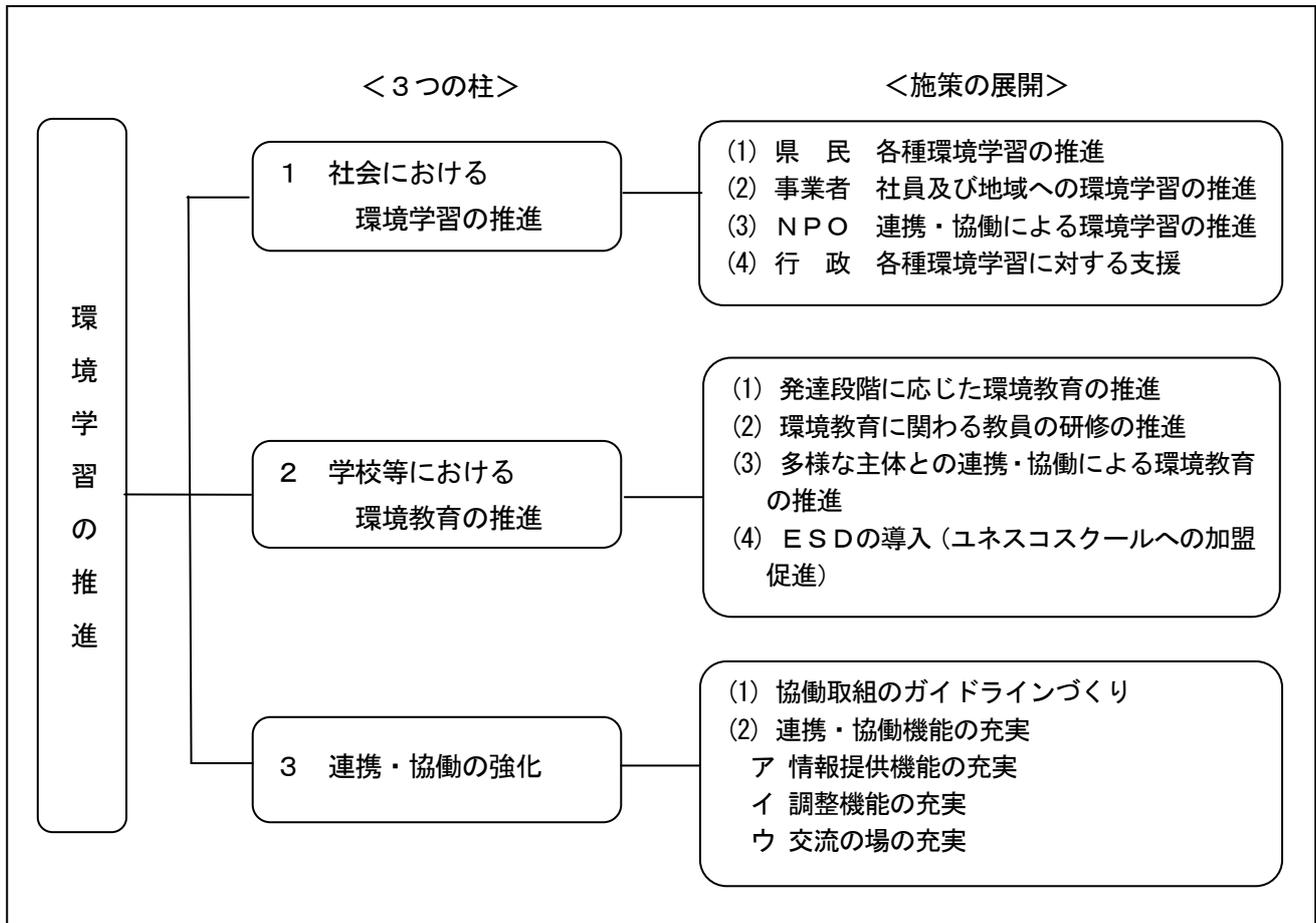


図8 3つの柱からなる施策の展開



第4章 推進体制及び進捗状況の把握等

この章では、本行動計画の推進体制、環境活動における各主体の目標の設定と進捗状況の把握等について説明します。

1 推進体制

本行動計画は、県、市町村、県教育委員会、学校教育及び社会教育関係者、県民、事業者、NPO、学識経験者から構成された「愛知県環境教育等推進協議会」の協議を経て策定しました。今後、本協議会をもって本行動計画の推進体制とします。

なお、本行動計画における具体的な取組の実施に関し、本協議会の構成員が中心となり、相協力して環境保全活動、環境保全の意欲の増進及び環境教育並びに協働取組を推進していきます。

2 目標の設定

各主体の目標は、「第3章 各主体の役割と3つの柱からなる施策の展開」の施策に基づき、毎年度、各主体別に設定します。

①社会における環境学習

社会における環境学習は、各主体により内容も様々であり多岐にわたります。そのため目標の設定においても、各主体に求められる役割に応じて設定します。

②学校等における環境教育

学校等における環境教育は、学習指導要領に基づき行われていますが、学校、発達段階や地域により実施時期や実施内容が異なることから、実情に応じて目標を設定します。

③各主体間における連携・協働の強化

本協議会で、協働による取組を促進していくことを目的に、協働取組のガイドラインづくりと、連携・協働機能の充実についての目標を設定します。

3 進捗状況の把握等

本協議会は、次年度の目標を設定するとともに、前年度に実施された取組を把握し、評価します。

また、取組の評価にあたっては、質的あるいは量的な指標の在り方等を含め検討します。なお、本協議会で検討した結果を踏まえ、必要に応じ行動計画の改定等の措置を講じます。

社会におけるESDとして県民が身につけることを目指す概念と能力等

<持続可能な社会づくりの構成概念>

- I 多様性 (例:社会は多種多様な物事から成り立ち、多種多様な現象が起きていること)
- II 相互性 (例:社会は互いに働き掛け合うシステムであり、物質等が循環し人と人が互いに関わり合っていること)
- III 有限性 (例:社会を成り立たせている資源やエネルギーには限りがあること)
- IV 公平性 (例:持続可能な社会には、基本的な権利の保障などが、地域や世代を渡って公平・公正・平等であることが大切であること)
- V 連携性 (例:持続可能な社会は、多様な主体が状況などに応じて順応・調和し、互いに連携・協力することにより構築されること)
- VI 責任性 (例:持続可能な社会は、多様な主体が将来像に対する責任あるビジョンをもち、それに向かって変容・変革することにより構築されること)

<ESDの視点として重視する能力・態度>

- ① 批判的に考える力
(例:客観的な情報や公平な判断に基づき、物事を思慮深く思考・判断する能力)
- ② 未来像を予測して計画を立てる力
(例:過去や現在に基づき、あるべき未来像を予測し、他者と共有しながら物事を計画する能力)
- ③ 多面的、総合的に考える力
(例:人や物などのつながりや広がりを理解し、それらを多面的、総合的に考える能力)
- ④ コミュニケーションを行う力
(例:自分の気持ちや考えを伝えるとともに、他者の気持ちや考えを尊重し、コミュニケーションを行う能力)
- ⑤ 他者と協力する態度
(例:他者の立場に立ちその考えや行動に共感し、他者と協力・協働して物事を進めようとする態度)
- ⑥ つながりを尊重する態度
(例:人や物などと自分とのつながりに関心を持ち、それを尊重しようとする態度)
- ⑦ 進んで参加する態度
(例:集団や社会における自分の言動に責任を持ち、物事に主体的に参加しようとする態度)

学習の例として、自然体験・自然観察をとおして、多様な生き物がいることで自然が成り立っていることを知り、その自然によって私たちの暮らしや社会活動が支えられており、自然を守ることの大切さを学習した場合には、(I 多様性)という社会を構成する概念と、(⑥ つながりを尊重する態度)を学習したことになります。

これを自然体験・自然観察(I ⑥)と表しますと、以下のような例が考えられます。

なお、(×)は直接的には能力等が身につくとは言い切れないものを示します。

例: 自然体験・自然観察(I ⑥)、地元の川の清掃活動(II ⑥)、環境を軸としたまちづくり(VI ②)
環境に関する映画鑑賞と製作者との座談会(I ①)、地域の子ども・高齢者見守り活動(V ④)
地域の食材を義務的に学校給食に使用(×)、エコグッズの販売・促進のみ(×)

注:ESDにおける概念、能力等は、上記に限定されるものではありません。

出典)「+ESDプロジェクト チェックシート」(環境省)をもとに作成

学校等におけるESDとして児童生徒が身につけることを目指す能力・技能**①批判的思考（頭をやわらかくする力）**

見かけや表面的な説明に迷わされず、多面的にとらえて、本質を見抜くこと。（いろいろな人の意見を聞き、さまざまな考えを知る。定説とされていることを再検討する。）

②システム思考（つながりを考える力）

自然界の事象をはじめとして、世界で生じる様々で複雑な事象の因果関係について思考し、説明すること。（事実とその要因を結び付けて、論理的に考える。話し合いをし、自分の考えを説明する。）

③未来志向型思考（未来を思い描く力）

現在の自分自身の生活と過去や未来の人々の生活を関連づけて考え、実現の可能な望ましい未来を描くこと。（伝統や文化から学ぼうとする。自分の未来に関わることとして考える。）

④問題対処のスキル（主体的な学び）

問題に取り組むために何をどうすべきかについて、自分で整理する技能（課題を設定し、その対応方法を自分で考える。社会的文化的知識や技能を活用して解決を図る。）

⑤行動のスキル（体験を通じた学び）

持続可能な発展を実際に推進するための技能。（自ら進んで行動する。実際に体験し、役に立つ技能を修得する。）

⑥コミュニケーションのスキル（交流を通じた学び）

感情・意思・情報などを伝達しあうための技能。（多様な人たちと関わる語学力、情報処理能力、人間関係形成力。コミュニケーション能力・プレゼンテーション力）

